

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合の対応について

ニュースレター32号〈令和4年1月24日〉でお伝えした「新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合の対応について」に関し、日本歯科医師会からの照会に厚生労働省から回答がありました。主な内容は次の通りです。また、抗原定性検査キットの確保を政府に要望していますが、入手が困難な状況にあります。

◆ ◆ ◆  
◆**歯科医療従事者（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士その他従事者を含む）については、以下の要件および注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらず、勤務することが可能です。**（※厚生労働省1月12日事務連絡「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」より）

## 【要件】

- ①他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- ②新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ③**無症状で、毎日業務前に抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されていること。**
- ④濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

**なお検査には院内で検査の管理者を設置することとなります。検査の実施を適切に管理できる体制を整えてください。**

※濃厚接触者への対応に関する通知は、日歯 HP「歯科医師のみなさま」→新型コロナウイルス感染症について→医療施設等の体制・対応→医療施設等の対応・留意点→「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」〈1/20〉〈1/31〉を参照してください。

併せて、厚生労働省1月12日事務連絡「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000879698.pdf>)も参照してください。

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム (<https://www.jda.or.jp/member/>) に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会  
常務理事 小山茂幸  
本ニュースレターに関する問い合わせは、  
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください